

2026年1月23日

前納保険料の割引率等の改定について

第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮)は、現在の運用環境、市中金利動向等の状況を踏まえ、下記のとおり、前納保険料の割引率等を改定します。

1. 前納保険料の割引率等の改定

	改定後	現行
前納保険料の割引率	年 0.25%	年 0.04%
前納保険料の積立利率	年 0.25%	年 0.04%

- * 約款上、最低利率を規定している契約に関しては上記の限りではありません。
- * 前納保険料の積立利率の改定は、既に前納している保険料前納金の残額についても対象になります。ただし、改定後の利率が前納した時点の前納保険料の割引率を下回る場合は対象なりません。

※ 前納とは、将来の保険料を2年分以上まとめて払い込む取扱をいいます。保険料を前納する場合、「前納保険料の割引率」により割り引いた前納保険料を払い込みいただき、「前納保険料の積立利率」による利息をつけてお預かりしながら毎年の保険料に充当します。

2. 実施日

2026年4月2日(木)より

以上

■ この資料は 2026年4月2日より適用する前納保険料の割引率および前納保険料の積立利率の改定について説明したものであり、保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。